

第31号様式（第11条関係）

<p>診療用エックス線装置等変更届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>佐世保市保健所長 様</p> <p style="text-align: center;">住所 管理者 氏名</p> <p>診療用エックス線装置等を変更したので、医療法第15条第3項の規定により次のとおり届出ます。</p>	
1 診療所の名称及び所在地	電話
2 変更した理由	
3 変更年月日	年 月 日
4 変更した事項	変更前
	変更後

\*エックス線装置並びにエックス線室の構造を変更する場合は、NO.2～3を添付すること。  
また、エックス線装置を複数台変更する場合は装置ごとにNO.2～3を添付すること。

5 エックス線装置に関する事項	製作者名	
	型式	
	定格出力	種 別：单相 ・ 三相 ・ 蓄放式 ・ インバータ式 連 続： kV mA (透視) 短時間： kV mA 蓄放式： kV mA
	用途	

6 エックス線装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	則30条1項1号に規定するエックス線管及び照射筒の遮へい		有 ・ 無
	附加ろ過板		mm Al・( ) 当量
	透視装置	患者への入射面の利用線錐の中心における空気カマ率	mGy/h
		透視時間を積算でき、かつ、一定時間が経過した場合に警告音等を発するタイマー	有 ・ 無
		焦点皮膚間距離（以下、「F. F. D」）	cm
		F. F. Dが30cm以上（手術用20cm）になる装置又はインターロック	有 ・ 無
		エックス線照射野を絞る装置	有 ・ 無
		利用線錐中の蛍光板等受像器の接触可能表面から10cmの距離における受像器を通過したエックス線の空気カマ率	$\mu$ Gy/h
		透視時の最大受像面を3cm超える部分を通過したエックス線の空気カマ率（当該部分の接触可能表面から10cmの距離）	$\mu$ Gy/h
		利用線錐以外のエックス線を遮へいする適切な手段	有 ・ 無
	撮影用	照射野絞り装置	有 ・ 無
		F. F. D（則30条第3項第2号）	cm
	胸部集検用間接	利用線錐が角錐型かつ受像面を超えない照射野絞り	有 ・ 無
		接触可能表面から10cmの空気カマが $1\mu$ Gy/1ばく射以下となる受像器の一次防護遮へい体	有 ・ 無
		被写体周囲への箱状の遮へい物の設置（遮へい物から10cmの距離において $1\mu$ Gy/1ばく射以下であること）	有 ・ 無
	移動型・携帯型	エックス線管焦点及び患者から離れて操作する距離	m
		装置の保管場所	
		施錠等の措置	有 ・ 無
		放射線防護衣の設置（プロテクター）	有 ・ 無
	治療用	ろ過板が引き抜かれた場合、エックス線の発生を遮断するインターロック	有 ・ 無
口内法	照射筒の端における照射野の直径	cm	

7	1週間の延べ使用時間		3時間未満 ・ 3時間以上6時間未満 6時間以上12時間未満 ・ 12時間以上				
	建築物の構造		耐火構造 ・ 不燃材料 その他 ( )				
	診療室の放射線障害の防止に関する構造設備	しゃへい物を設ける場所	しゃへい物		構造	材 料	厚 さ
			天 井				
		床					
		周囲の面壁	東				
			西				
			南				
			北				
			監視用窓				
		出入口のとびら					
		その他の開口部					
		装置の操作場所	操作室				
			その他				
測定に使用した線量計		名 称					
	型 式						
測定条件及び使用したファントム							
診療室の標識		有 ・ 無					
診療室面壁外側の実効線量		mSv/週					
8	障害防止に必要な注意事項の掲示		有 ・ 無				
	使用中の表示		有 ・ 無				
	管理区域	管理区域を設ける場所					
		境界における実効線量		mSv/3月			
		立入制限措置		さく・他 ( )			
		標識		有 ・ 無			
	敷地境界	敷地内居住区域境界の実効線量		$\mu$ Sv/3月			
		敷地の境界における 実効線量		$\mu$ Sv/3月			
	入院患者（放射線治療患者除く）の被ばく実効線量が1.3mSv/3月をこえない措置		有 ・ 無				
取扱者の被ばく測定器の有無		有 ・ 無					